

(19)日本国特許庁(JP)

(12)特許公報(B2)

(11)特許番号
特許第7644420号
(P7644420)

(45)発行日 令和7年3月12日(2025.3.12)

(24)登録日 令和7年3月4日(2025.3.4)

(51)国際特許分類	F I	
B 6 0 K 7/00 (2006.01)	B 6 0 K 7/00	
B 6 0 L 15/20 (2006.01)	B 6 0 L 15/20	J
B 6 2 K 23/02 (2006.01)	B 6 2 K 23/02	
B 6 2 M 7/12 (2006.01)	B 6 2 M 7/12	
H 0 2 K 7/14 (2006.01)	H 0 2 K 7/14	C
請求項の数 13 (全12頁)		

(21)出願番号	特願2021-522148(P2021-522148)	(73)特許権者	521003438
(86)(22)出願日	令和1年6月27日(2019.6.27)		ヴァージ モーターサイクルズ オーイー
(65)公表番号	特表2021-532021(P2021-532021 A)		フィンランド共和国 セイナヨキ 6 0 1
(43)公表日	令和3年11月25日(2021.11.25)	(74)代理人	100084995
(86)国際出願番号	PCT/FI2019/050503		弁理士 加藤 和詳
(87)国際公開番号	WO2020/002774	(72)発明者	サウッキオ、テム
(87)国際公開日	令和2年1月2日(2020.1.2)		フィンランド共和国 トゥルク 2 0 3 8
審査請求日	令和4年6月10日(2022.6.10)		0 キモカトゥ 3
(31)優先権主張番号	20185594	審査官	志水 裕司
(32)優先日	平成30年6月28日(2018.6.28)		
(33)優先権主張国・地域又は機関	フィンランド(FI)		
前置審査			
最終頁に続く			

(54)【発明の名称】 電動車両及び電動二輪車両

(57)【特許請求の範囲】

【請求項1】

電動車両(100)であって、

複数の車輪(2)と、前記電動車両(100)の前記複数の車輪(2)の少なくとも1つの上に取り付けられた電気モータ(3)であるとともに、外側に設置されたロータ(4)及び内側に設置されたステータ(5)を備えた電気モータ(3)を含み、

前記電気モータ(3)の前記ステータ(5)は、前記ステータ(5)が、前記電気モータ(3)を備える前記複数の車輪(2)の少なくとも1つと前記電動車両(100)の残部構造との間の荷重を支持するように構成されるよう、前記電気モータ(3)を備える前記複数の車輪(2)の少なくとも1つのための軸体として機能するように配置され、前記電動車両(100)は、車体(50)を含み、前記電気モータ(3)を備える前記複数の車輪(2)の少なくとも1つは、支持部材(60)によって前記車体(50)に対して取り付けられ、前記支持部材(60)は、前記車体(50)に対して取り付けられるように構成された支持部材取付部分を含み、ここで、前記支持部材(60)の前記支持部材取付部分は、回転軸線(X)の方向において、前記車体(50)の部分どうしの間に位置するものとされ、

前記支持部材(60)は、前記電気モータ(3)を備える前記複数の車輪(2)の少なくとも1つの前記回転軸線(X)に対して垂直な方向に関して、少なくとも2つの個別部材へと分解され得るように構成され、前記2つの個別部材は、これら個別部材のうちの、前記車体(50)と前記電気モータ(3)を備える前記複数の車輪(2)の少なくとも1

つとの間に配置されるべき部分どうしのところにおいて、互いに取り付けられるように、さらに配置され、

前記支持部材(60)は、前記回転軸線(X)の方向に関して前記電気モータ(3)を備える前記複数の車輪(2)の少なくとも1つの両サイドにおいて前記ステータ(5)に対して取り付けられ、これにより、前記両サイドのそれぞれに少なくとも2つの取付ポイントが存在し、前記両サイドのいずれか上における前記取付ポイントの1つは、前記回転軸線(X)と、前記支持部材取付部分と前記回転軸線(X)との間の仮想ラインと、によって規定される第1平面の第1面上に配置され、前記両サイドのいずれか上における前記取付ポイントの他の1つは、前記第1平面のうちの、前記第1面とは反対側の面上に配置され、前記取付ポイントは、前記ステータ(5)のうちの、前記支持部材取付部分を有した第2平面の面上に位置した一部上に、さらに配置され、前記第2平面は、前記第1平面に対して垂直であるとともに、前記回転軸線(X)を介して延びている、電動車両(100)。

10

【請求項2】

前記電気モータ(3)を備える前記複数の車輪(2)の少なくとも1つは、リムベース(8)を含み、前記リムベース(8)の外周縁には、タイヤ(9)を設けることができ、前記ロータ(4)は、前記リムベース(8)上に取り付けられている、請求項1に記載の電動車両(100)。

【請求項3】

前記ロータ(4)は、ベアリング取付された態様で、前記ステータ(5)上に設けられている、請求項1又は2に記載の電動車両(100)。

20

【請求項4】

前記ロータ(4)は、ローラベアリング(10)によって、前記ステータ(5)に対してベアリング取付され、前記ローラベアリング(10)のローラ(11)は、前記電気モータ(3)を備える前記複数の車輪(2)の少なくとも1つの回転軸線(X)に対して相違するように構成された回転軸線(Y)を有している、請求項3に記載の電動車両(100)。

【請求項5】

前記ローラベアリング(10)の前記ローラ(11)の前記回転軸線(Y)は、前記電気モータ(3)を備える前記複数の車輪(2)の少なくとも1つの前記回転軸線(X)に対して45度という角度に設定されている、請求項4に記載の電動車両(100)。

30

【請求項6】

前記ロータ(4)と前記ステータ(5)の間には、前記ロータ(4)及び前記ステータ(5)の電磁部品のための密閉空間を生成するように、シール部材(12)が設置されている、請求項1～5のいずれか一項に記載の電動車両(100)。

【請求項7】

前記ステータ(5)は、巻線を含み、前記ロータ(4)は、磁石を含む、請求項1～6のいずれか一項に記載の電動車両(100)。

【請求項8】

前記ステータ(5)の前記巻線、及び、前記ロータ(4)の前記磁石は、前記電気モータ(3)を備える前記複数の車輪(2)の少なくとも1つの前記回転軸線(X)の方向において、前記車輪(2)の幅よりも実質的に小さい幅を有している、請求項7に記載の電動車両(100)。

40

【請求項9】

前記電気モータ(3)のための制御ユニット(30)と、センサ構成(31)と、を含み、前記センサ構成(31)は、センサ信号(32)を生成するように構成され、前記制御ユニット(30)は、前記センサ信号(32)に基づいて前記電気モータ(3)の動作を制御するように構成されている、請求項1～8のいずれか一項に記載の電動車両(100)。

【請求項10】

50

前記センサ構成(31)は、前記電気モータ(3)の回転速度を制御することを意図した制御部材(33)内に設置され、前記センサ信号(32)は、前記制御部材(33)の位置が変化した際には変化するものとされている、請求項9に記載の電動車両(100)。

【請求項11】

電動自動車、電動トラクタ、電動二輪車両、電動スクーター、電動モペッド、電動自転車、あるいは、三輪電動車両に似たオートバイ、である、請求項1～10のいずれか一項に記載の電動車両(100)。

【請求項12】

電動二輪車両であって、請求項1～8のいずれか一項に記載の電動車両(100)である、電動二輪車両。

10

【請求項13】

前記電気モータ(3)のための制御ユニット(30)と、センサ構成(31)と、を含み、前記センサ構成(31)は、センサ信号(32)を生成するように構成され、前記制御ユニット(30)は、前記センサ信号(32)に基づいて前記電気モータ(3)の動作を制御するように構成されており、

制御部材(33)を含み、前記制御部材(33)は、自身の長手方向軸線まわりに回転可能なハンドル(33)であり、前記電気モータ(3)の回転速度を制御することを意図しており、前記センサ構成(31)は、前記ハンドル(33)内に設置され、前記センサ信号(32)は、前記ハンドル(33)の回転軸線に対しての前記ハンドル(33)の位置変化に应答して変化するものとされている、請求項12に記載の電動二輪車両。

20

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、一般に、電動車両に関する。本発明は、具体的には、電動二輪車両に関する。

【背景技術】

【0002】

電動車両であって、この電動車両の車輪上に電気モータ構造が取り付けられており、モータが、回転ロータを外周縁上に有しているとともに、中間に動力伝達機構を介在させることなく車輪に対して直接的に結合されていて車輪を回転駆動するようになっている、電動車両が公知である。そのような公知の手段における問題点は、その複雑さである。

30

【発明の概要】

【0003】

本発明は、独立請求項1に規定された電動車両に関し、また、独立請求項14に規定された電動二輪車両に関する。

【0004】

本発明の1つの目的は、公知の電動車両及び電動二輪車両と比較して、構造がより単純であるような電動車両及び電動二輪車両を提供することである。

【0005】

本発明の目的は、それぞれの独立請求項に記載された電動車両及び電動二輪車両によって達成される。いくつかの好ましい例示的な実施形態が、従属請求項において提示されている。

40

【0006】

第1の態様によれば、本発明は、電動車両であり、少なくとも1つの車輪上に取り付けられた電気モータであるとともに、外側に設置されたロータ及び内側に設置されたステータを備えた電気モータを含む。電気モータのステータは、ステータが、車輪と車両の残部構造との間の荷重を支持するように構成されるよう、車輪のための軸体として機能するように配置されている。

【0007】

同様の電気モータは、2つ以上の車輪内に含まれたものとすることができ、例えば、車両の、2つの後輪内に、又は、2つの前輪内に、又は、すべての車輪内に、含まれたもの

50

とすることができる。車輪は、回転可能なものとする事ができる、あるいは、回転不可能なものとする事ができる。

【0008】

本開示では、電動車両は、例えば、電動自動車、電動トラクタ、電動二輪車両、電動スクーター、電動モペッド、電動自転車、あるいは、三輪電動車両に似たオートバイ、を参照することができる、若しくは、電動車両は、本発明の例示的な一実施形態に従って電気モータが提供されている又は提供され得る任意の他の車両を参照することができる。

【0009】

車輪は、リムベースを含むことができ、このリムベースの外周縁には、タイヤを設置することができる、ロータは、リムベース内に含まれ、好ましくはリムベース内に直接的に含まれる。

10

【0010】

ロータは、ローラベアリング、ニードルベアリング、スライドベアリング、磁気ベアリング又はボールベアリング、あるいは、複数のベアリング、によってなどのように、ベアリング取付された態様で、ステータ上に設置することができる。ロータは、ローラベアリングによって、ステータ上に取り付けることができ、ローラベアリングのローラの回転軸線は、車輪の回転軸線に対して非平行に配置されている。一例によれば、ローラベアリングのローラの回転軸線は、車輪の回転軸線に対して45度という角度に設定することができる。

【0011】

ロータとステータの間には、ロータ及びステータの電磁部品のための密閉空間を生成するように、シール部材を設置することができる。シール部材は、ロータ及びステータの電磁部品と、1つ又は複数のベアリングと、の双方のための密閉空間を提供するように、配置されたものとする事ができる。

20

【0012】

ステータは、好ましくは、巻線を含み、ロータは、永久磁石又は電磁石などの磁石を含む。巻線及び磁石は、ステータ及びロータの周縁に配置されたものとする事ができ、これにより、巻線に電流が供給された時には、ステータに対してロータを回転駆動させるための磁力を、それらの間に生成することができる。

【0013】

ステータの巻線の幅、及び、ロータの磁石の幅は、車輪の回転軸線の方において、車輪の幅よりも実質的に小さなものとする事ができる。

30

【0014】

電動車両は、電気モータ用の制御ユニットと、センサ構成と、を含むことができ、センサ構成は、センサ信号を生成するように構成され、制御ユニットは、センサ信号に基づいて電気モータの動作を制御するように構成されている。一動作例によれば、センサ構成は、電気モータの回転速度を制御することを意図した制御部材内に含まれ、センサ信号は、制御部材の位置変化にตอบสนองして変化するとされている。

【0015】

制御部材は、とりわけ、ステアリングホイール、絞り可能なハンドル又は回転可能なハンドルとし得るハンドル、タッチスクリーン、制御スティック、あるいは、各例示的な実施形態において使用可能なタイプの同様の適切な制御部材、を参照することができる。

40

【0016】

電動車両は、少なくとも2つの車輪と、車体と、を含むことができ、車輪内に電気モータが組み込まれ、車輪は、支持部材によって車体に対して取り付けられて配置されている。支持部材は、車輪の回転軸線に対して垂直な方向に関して、少なくとも2つの個別部材へと分解され得るように構成することができる。

【0017】

第2の態様によれば、本発明は、第1の態様による電動車両とされた電動二輪車両である。この電動二輪車両は、2つの車輪を含み、これら2つの車輪の一方には、好ましくは

50

後輪には、外側に設置されたロータ及び内側に設置されたステータを備えた電気モータが設けられる。電気モータのステータは、ステータが車輪と電動二輪車両の残部構造との間の荷重を支持するよう、車輪のための軸体として機能するように配置されている。

【0018】

電動二輪車両の制御部材は、自身の長手方向軸線まわりに回転可能なハンドルとすることができ、センサ信号が、ハンドルの回転軸線に対してのハンドルの位置変化に応答して変化するようにして、センサ構成をハンドル内に設置することができる。ハンドルは、従来の燃焼機関を備えたオートバイに含まれるスロットルハンドルと同様のものとしてすることができる。

【0019】

本発明は、従来技術と比較して、利点を提供する。本発明の電動車両及び電動二輪車両は、公知の解決策と比較して、構造がより単純である。

【0020】

本発明のいくつかの他の利点は、本発明のいくつかの例示的な実施形態を取り扱う後続の詳細な説明に基づいて、当業者には明瞭となる。

【0021】

以下において説明する本発明のいくつかの例示的な実施形態は、以下に提示するもの以外の方法でも本発明が実装され得ることが当業者には明らかであることにより、限定的な意味合いで解釈されるものではない。

【0022】

さて、本発明のいくつかの例示的な実施形態について、添付図面を参照して、より詳細に説明する。

【図面の簡単な説明】

【0023】

【図1A】図1Aは、本発明の例示的な一実施形態による電動車両のための電気モータを概略的に示している。

【図1B】図1Bは、本発明の例示的な一実施形態による電動車両のための電気モータを概略的に示している。

【図2A】図2Aは、本発明のいくつかの例示的な実施形態によるいくつかの電動車両を概略的に示している。

【図2B】図2Bは、本発明のいくつかの例示的な実施形態によるいくつかの電動車両を概略的に示している。

【図2C】図2Cは、本発明のいくつかの例示的な実施形態によるいくつかの電動車両を概略的に示している。

【図2D】図2Dは、本発明のいくつかの例示的な実施形態によるいくつかの電動車両を概略的に示している。

【図3】図3は、本発明の例示的な一実施形態による電動車両を概略的に示しており、具体的には電動二輪車両を概略的に示している。

【図4】図4は、本発明の例示的な一実施形態による電動車両又は電動二輪車両の一部を概略的に示している。

【図5A】図5Aは、本発明の例示的な一実施形態による電動車両又は電動二輪車両のための車輪支持部材を概略的に示している。

【図5B】図5Bは、本発明の例示的な一実施形態による電動車両又は電動二輪車両のための車輪支持部材を概略的に示している。

【発明を実施するための形態】

【0024】

図1A及び図1Bは、本発明の例示的な一実施形態による電動車両100のための電気モータ3を概略的に示しており、図1Aは、断面図であり、図1Bは、側面図である。電気モータ3は、外側に配置されたロータ4と、内側に配置された環状のステータ5と、を含むことができる。電気モータ3は、ブラシレスタイプのモータ又はブラシ付きタイプの

10

20

30

40

50

モータとすることができ、また、交流モータ又は直流モータとすることができる。

【0025】

本発明の例示的な一実施形態によれば、電気モータのステータ5は、ステータ5が、車輪2と、電動車両100の支持部材60及び/又は車体50などの残部構造と、の間の荷重を支持するように構成されるよう、車輪2のための軸体として機能するように配置されている。よって、説明する車輪2では、別個のハブは不要であり、これにより、車輪2は、空隙空間18を含む中央部分を有することもできるけれども、中実構造として提供されることもできる。ステータ5は、車両の残部構造に対して取付手段13によって取付可能である。取付手段13は、ステータ及び電気モータ全体の取外し及び再取付を可能とする、例えばボルトなどの、それ自体は公知の締結部材である。他方、取付手段13は、ステータ5及び電気モータを取り外すためには破断しなければならないような溶接接合又は接着接合とすることができる。

10

【0026】

本発明の例示的な一実施形態によれば、ステータ5は、車輪2の横方向Xに関してステータ5の少なくとも他方サイドに位置したのから、車両100の車体に対して取外し不可能に取り付けられることができる。

【0027】

図1Aに示す実施形態では、ステータ5は、巻線ワイヤによって形成された巻線6を含み、他方、ロータ4は、磁石7を含む、好ましくは永久磁石又は電磁石を含む。図1Aに示す実施形態では、車輪の回転軸線Xの方向におけるステータ巻線6及びロータ磁石7の幅は、車輪の幅よりも実質的に小さい。

20

【0028】

図1Aに示す例示的な実施形態では、車輪2は、リムベース8と、このリムベース8上に配置されたタイヤ9（破線で示されている）と、を含み、ロータ4は、リムベース8に対して直接的に取り付けられている。リムベース8に対してのロータ4の取付は、従来の取付方法及び固定部材を使用することによって、行うことができる。

【0029】

他の実施形態では、ロータ4とリムベース8との間に、1つ又は複数の構造層が存在する。そのような構造層は、機能的なものとすることができ、これにより、例えば、ロータとリムベースとの間の振動を減衰させたり、ロータ4とリムベース8との間の取付を補助する構成要素として機能したり、あるいは、同様の構成要素として機能したり、することができる。

30

【0030】

タイヤ9は、車輪2上に設けられているものであって、あるいは、車輪2上に設けられ得るものであって、それ自体が公知のタイヤとすることができ、例えば、空気入りタイヤ、中実タイヤ、発泡体入りタイヤ、又は同種のもの、とすることができる。別個のタイヤ9は、必須ではなく、代わりに、リムベース8が、車輪2が走行面上を回転するトレッド面を構成することができる。

【0031】

ロータ4は、好ましくは、ステータ5に対して回転可能であるように構成されている、具体的には、ステータ5の外周まわりにおいて回転可能であるように構成されている。ロータ4は、例えば、ローラベアリング10、ニードルベアリング10、スライドベアリング10、磁気ベアリング10、あるいは、複数のベアリング10、によってどのように、ベアリング取付された態様で、ステータ5上に配置することができる。

40

【0032】

ベアリングアセンブリは、好ましくは、ステータ5が、車輪2のための、電動車両100の車輪2を介して走行面へと伝達される全荷重を支持し得る軸体として機能するように、寸法決めすることができる。言い換えれば、ロータ4とステータ5との間のベアリングアセンブリは、車輪2のための単独の車輪ベアリングとして機能する。図3Aに示す実施形態では、ロータ4とステータ5の間には、ロータ4及びステータ5の電磁部品のため

50

の密閉空間を生成するように、シール部材 12 が配置されている。シール部材 12 は、1 つ又は複数のベアリング 10 のための密閉空間を提供するように配置されたものとしてすることができる。これに代えて、シール部材 12 は、ロータ 4 及びステータ 5 の電磁部品と、1 つ又は複数のベアリング 10 と、の双方のための密閉空間を提供するように、配置されたものとしてすることができる。

【0033】

図 1 A に示す実施形態では、ロータ 4 は、ローラベアリング 10 によって、ステータ 5 に対してベアリング取付されているとともに、ローラベアリング 10 のベアリングローラ 11 の回転軸線 Y は、車輪の回転軸線 X に対して相違するようにして配置されている。利点は、ベアリングアセンブリが、車輪 2 の回転軸線 X の方向と、それに垂直な方向と、の双方に関して支持されることである。この場合には、角度は、45 度であるけれども、当然のことながらそれ以外の角度とすることもできる。

10

【0034】

図 2 A ~ 図 2 D は、本発明のいくつかの例示的な実施形態によるいくつかの電動車両を概略的に示している。図 2 A は、電動乗用車を図示している。本発明のいくつかの例示的な実施形態によれば、電動車両は、また、バン、バス、トラック、あるいは、貨物トレーラ、とすることもできる。図 2 B は、電動トラクタを図示している。本発明のいくつかの例示的な実施形態によれば、電動車両は、また、フォークリフト、コンバイン収穫機、又はショベルなどの、他のタイプの作業用機械とすることもできる。図 2 C は、本発明の例示的な一実施形態による電動二輪車両を図示している。図 2 D は、本発明の例示的な一実施形態による電動自転車を図示して、この電動自転車は、バッテリー又はバッテリーバンクなどの電気エネルギー貯蔵デバイス 40 を含む。

20

【0035】

図 3 は、本発明の例示的な一実施形態による電動車両 100 を、具体的には電動二輪車両 100 を、概略的に示している。この電動二輪車両は、少なくとも 1 つの車輪 2 内に含まれている電気モータ 3 であって、外側に配置されたロータ 4 及び内側に配置されたステータ 5 を備えた電気モータ 3 を、含むことができる。電気モータ 3 は、ステータ 5 を含み、このステータ 5 は、好ましくは、このステータ 5 が、車輪 2 と電動二輪車両 100 の残部構造との間の荷重を支持するように構成されるよう、車輪 2 のための軸体として機能するように配置されている。したがって、説明する車輪 2 は、別個のハブを必要としない。

30

【0036】

本発明の例示的な一実施形態によれば、電動車両 100 又は電動二輪車両 100 は、電気モータ 3 のための制御ユニット 30 を含むことができる。電動二輪車両 100 は、センサ信号 32 を生成するように構成されたセンサ構成 31 を含むことができる。制御ユニット 30 は、センサ信号 32 に基づいて電気モータ 3 の動作を制御するように構成されたものとしてすることができる。センサ構成 31 は、電気モータ 3 の回転速度を制御することを意図した制御部材 33 内に配置されたものとしてことができ、センサ信号 32 は、制御部材 33 の位置が回転軸線に対して変化した際には変化するものとされる。例示的な一実施形態による制御部材 33 の位置変化は、参照符号 34 によって示されている。制御部材 33 は、ステアリングホイール、スティック、タッチスクリーン、あるいは、例えば、従来技術において公知の燃焼機関を備えたオートバイに含まれるスロットルハンドルと同様のもの、とすることができる。センサ構成 31 は、制御部材 33 に対して印加された力の測定に基づくものとしてすることができる、あるいは、センサ構成 31 は、位置センサとすることができる。

40

【0037】

本発明の例示的な一実施形態によれば、電動二輪車両 100 の制御部材 33 は、自身の長手方向軸線まわりに回転可能なハンドル 33 であり、センサ構成 31 は、ハンドル 33 の回転軸線に対してのハンドル 33 の位置変化に応答して変化するように構成されている。

【0038】

本発明の例示的な一実施形態によれば、電動車両又は電動二輪車両は、センサ構成を

50

まないものとすることができる。

【 0 0 3 9 】

本発明のいくつかの例示的な実施形態によれば、電気モータ 3 のための制御ユニット 3 0 は、電気モータ 3 の動作を制御するために、電気モータ 3 に対して符号 3 5 のように電氣的に接続される。

【 0 0 4 0 】

電動車両 1 0 0 又は電動二輪車両 1 0 0 は、バッテリー又はバッテリーバンクなどの電気エネルギー貯蔵デバイス 4 0 を含むことができる。

【 0 0 4 1 】

電動車両 1 0 0 又は電動二輪車両 1 0 0 の電気モータ 3 のための制御ユニット 3 0 は、
マイクロコントローラ又はプロセッサなどのコンピューティングユニットを含むことができる。制御ユニット 3 0 は、コンピューティングユニットによって実行され得るいくつかのプログラムコードを記憶し得るメモリを、さらに含むことができる。本発明のいくつかの例示的な実施形態によれば、制御ユニット 3 0 は、電気モータ 3 に対して供給されるべき電力を変更するために、周波数変換器すなわちインバータを含む。電力は、好ましくは、電気エネルギー貯蔵デバイス 4 0 から供給することができる。加えて、電気モータ 3 には、速度センサ又は位置センサなどのセンサを設けることができ、任意選択的には、とりわけ、温度センサと、電気モータの他のパラメータを測定するセンサと、を設けることができる。制御ユニット 3 0 は、好ましくは、電気モータ 3 に対して供給される電流と、電気モータ 3 の電極に対して接続された電圧と、を測定するように構成される。加えて、制御ユニット 3 は、電気エネルギー貯蔵デバイス 4 0 の電流及び / 又は電圧及び / 又は出力を測定するように構成することができる。

10

20

【 0 0 4 2 】

電動車両 1 0 0 又は電動二輪車両 1 0 0 は、支持部材 6 0 によって電動車両 1 0 0 又は電動二輪車両 1 0 0 の車体 5 0 に対して取り付けられた車輪 2 を有することができる。支持部材 6 0 は、とりわけ、サスペンション 6 5 及び / 又はショックアブソーバ 6 5 を含むことができる。

【 0 0 4 3 】

ステータ 5 は、電動車両 1 0 0 又は電動二輪車両 1 0 0 の残部構造に対して、その片側から (図 1 A において示すように) 、その両側から (図 4 、 図 5 A 、 及び 図 5 B において示すように) 、又は、環状ステータ 5 の内周縁によって形成される空隙空間 1 8 の方向から、あるいは、これらの様々な組み合わせによって、取り付けることができる。さらに、ステータ 5 は、その側面又は内周縁の全長にわたって取り付けることができる、あるいはこれに代えて、その側面又は内周縁の長さの一部だけにわたって取り付けることができる。言い換えれば、取付手段 1 3 は、ステータ 5 の全周にわたって配置することができる、あるいは、その特定の部分又はセクタだけに配置することができる。

30

【 0 0 4 4 】

図 4 は、本発明の例示的な一実施形態による電動車両 1 0 0 又は電動二輪車両 1 0 0 の一部を概略的に示している。図 4 では、車輪 1 2 を車体 5 0 に対して取り付けのために設けられた支持部材 6 0 が図示されている。図 2 から観察され得るように、車輪 2 上に取り付けられたステータ 5 は、車輪 2 の横方向においてステータ 5 の両側からステータ 5 に対して取り付けられた支持部材 6 0 を有することができる。本発明のいくつかの例示的な実施形態によれば、支持部材 6 0 は、単一部材 / 単一部品からなる物品とすることができる、あるいはこれに代えて、支持部材 6 0 は、複数の部材から構成することができ、これにより、支持部材を開いたり分解したりすることができ、車輪 2 の取外しを容易とすることができる。図 4 では、追加的に破線が示されており、この破線は、2 つの部材からなる支持部材 6 0 を開いたり分解したりし得る部分を示している。説明した部材どうしは、ボルトなどの及び必要に応じてナットなどの締結部材を使用して、互いに取り付けることができるあるいは互いに取付可能とすることができる。支持部材 6 0 は、2 つ以上の部材を互いに溶接することによって、単一部材 / 単一部品の物品として構成することができる。

40

50

【 0 0 4 5 】

他の例示的な実施形態では、ステータ 5 は、電動車両 1 0 0 又は電動二輪車両 1 0 0 の車輪 2 のために意図された支持部材 6 0 に対して取り付けられているとともに、電動車両 1 0 0 又は電動二輪車両 1 0 0 の残部車体 5 0 に対して、サスペンション 6 5 及び / 又はショックアブソーバ 6 5 によって支持されることができる。

【 0 0 4 6 】

図 5 A 及び図 5 B は、本発明の例示的な一実施形態による電動車両 1 0 0 又は電動二輪車両 1 0 0 の車輪 2 のための支持部材 6 0 を概略的に示している。図 5 A 及び図 5 B は、本発明の例示的な一実施形態による支持部材 6 0 を示しており、この支持部材 6 0 は、互いに着脱可能とされた少なくとも 2 つの部材から構成されている。支持部材 6 0 は、とりわけ、サスペンション 6 5 及び / 又はショックアブソーバ 6 5 が設けられたものとしてことができ、このサスペンション 6 5 及び / 又はショックアブソーバ 6 5 を介して、支持部材 6 0 を、電動二輪車両 1 0 0 の車体 5 0 に対して、追加的に又は任意選択的に取り付けることができる。

10

【 0 0 4 7 】

図面及びそれに関連した説明は、本発明の概念を明らかとすることを目的としているに過ぎない。本発明が、いくつかの例によって本発明を説明している上記の実施形態に限定されるものではないことは、逆にそれどころか、本発明の多数の修正及び様々な応用が、後続して提示した特許請求の範囲に規定されている本発明の概念の範囲内において実現可能であることは、当業者には、明らかである。

20

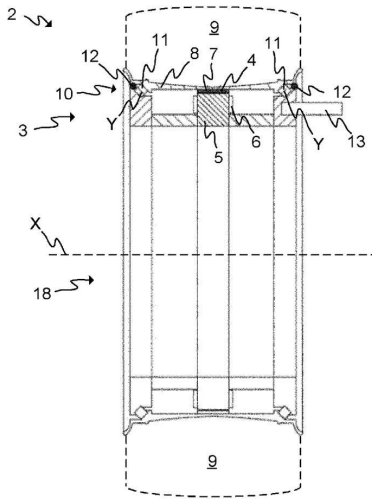
30

40

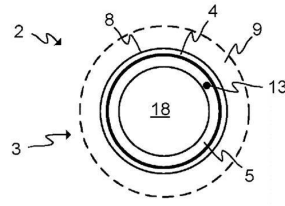
50

【図面】

【図 1 A】

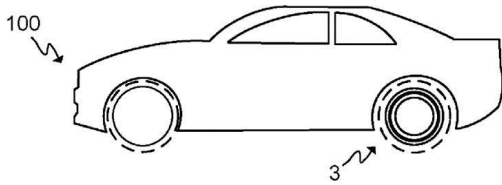


【図 1 B】

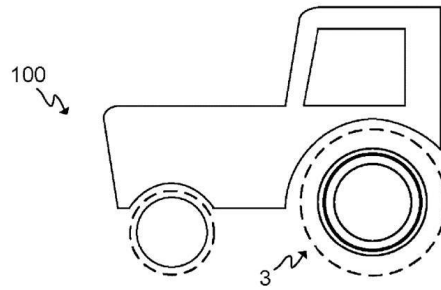


10

【図 2 A】



【図 2 B】



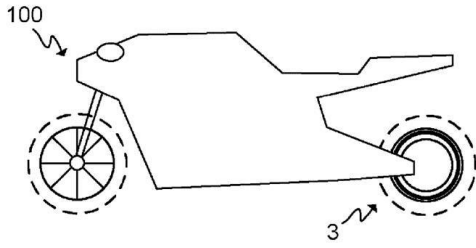
20

30

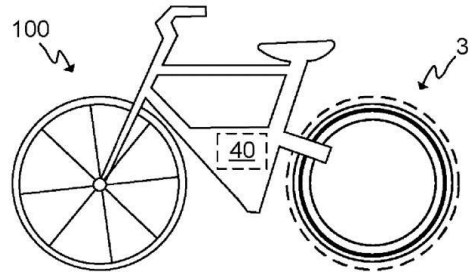
40

50

【 図 2 C 】

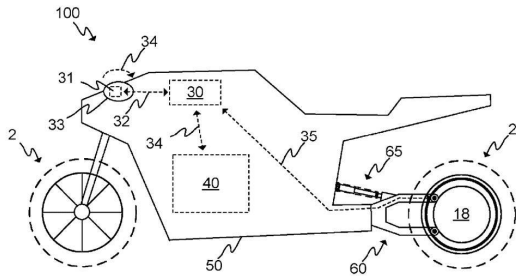


【 図 2 D 】

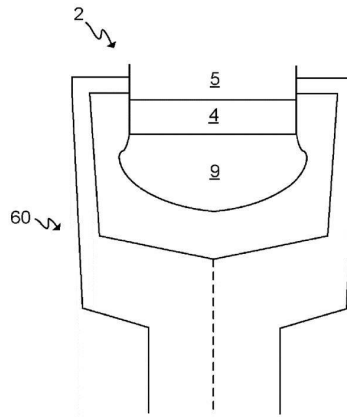


10

【 図 3 】

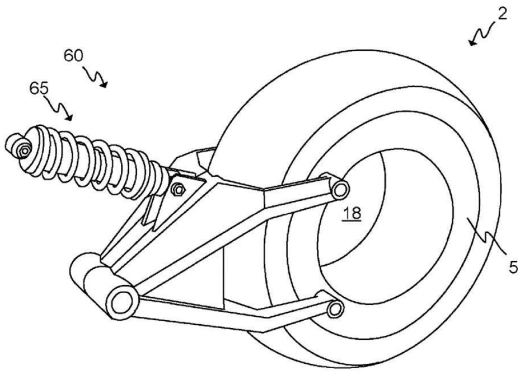


【 図 4 】

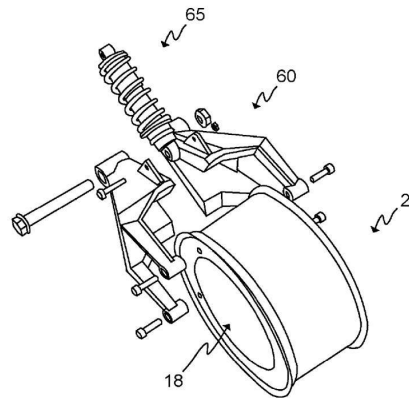


20

【 図 5 A 】



【 図 5 B 】



30

40

50

フロントページの続き

- (56)参考文献 特開 2 0 1 3 - 2 0 9 0 0 1 (J P , A)
特表 2 0 1 9 - 5 2 1 0 2 6 (J P , A)
特開 2 0 1 8 - 0 6 6 4 1 5 (J P , A)
米国特許出願公開第 2 0 1 3 / 0 0 6 9 4 6 2 (U S , A 1)
- (58)調査した分野 (Int.Cl. , D B 名)
- | | |
|---------|-----------|
| B 6 0 K | 7 / 0 0 |
| B 6 0 L | 1 5 / 2 0 |
| B 6 2 M | 7 / 1 2 |
| H 0 2 K | 7 / 0 0 |